

2010年2月18日
(平成22年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

健康増進法の規定による保健事業の推進に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用し及び利用させること、目的外に利用し及び利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2010年2月2日付けで諮問（第428号）された健康増進法の規定による保健事業の推進に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用し及び利用させること、目的外に利用し及び利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号による目的外に利用し、及び利用させる必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。条例第12条第5項の規定による目的外に利用し、及び利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

(1) 諮問に至る経緯

平成19年度までは、老人保健法に基づき、住民を対象にした基本健康診査、並びに肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診及び肝炎ウィルス検診等（以下「がん検診等」という。）が市町村衛生部門すなわち市民健康課（現：地域保健課）で実施されていた。

平成20年4月からは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に基づき、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査（以下「特定健診」という。）が医療保険者に義務づけられた。

このことにより、高齢者医療確保法に基づき、国民健康保険の保険者（＝保険年金課）が特定健診を、健康増進法に基づき、市町村衛生部門（＝地域保健課）ががん検診等を実施することとなり、平成20年4月からは各課が独自に対象者に受診券を送付している。

地域保健課においては、コンピュータ処理について藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問を行い、2008年4月10日付け答申第314号で承認され、市民全般に対するがん検診事業を実施してきた。

地域保健課のがん検診等の対象者は、藤沢市内在住の20歳以上の女性及び40歳以上の男性（約277,000人）である。一方、保険年金課の特定健診の対象者は、藤沢市内在住の40歳以上75歳未満の藤沢市国民健康保険被保険者（約75,000人）である。つまり各課主管の対象者は一部重複しており、特定健診の対象者は、必ずがん検診等の対象者となっている。このため、特定健診とがん検診等の両方の受診券が送付された市民からは、同じ藤沢市から送付しているにもかかわらず2通送付しているのは、受診券作成料、郵送料などの経費や労力などの点から非効率であるとの意見を多くいただいた。また実施医療機関からは、対象者から受診券についての問い合わせが多くあり、その対応に追われ、健診（検診）実施に支障をきたすとの意見をいただいた。

そこで、平成22年度については、各課で発行していた受診券の送付及び案内を一本化したいと考えている。このことによる主な利点は以下のとおりである。

ア 各課で行っていた受診券作成等発送業務の委託料が一つにまとめられることで、両課で重複していた受診券や封筒の作成業務、印字作業や封入封緘作業及び発送業務等が一つになり、委託料の負担が軽減される。

イ 受診者には共通の受診券が送付されるので、そのまま実施医療機関に持参すれば受診ができ、受診者にとって混乱が少なくなる。実施医療機関においても対象者からの問い合わせが減り、支障をきたすことなく特定健診及びが

ん検診等を実施できる。

ウ 特定健診等事業の実施率は平成25年度からの後期高齢者支援金の加算・減算に影響するため、受診率の向上が欠かせない。受診者が受診しやすい環境になることで、特定健診等事業の実施率が向上する。

エ がん検診等についても、受診率が向上すれば、がん疾患等の予防及び早期発見につながり、医療費増加の抑制や、がん疾患による死亡者の減少が期待できる。

以上の利点があり、受診券一本化のため①個人情報を利用させること、②個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用すること、③これらに伴う本人通知の省略、④コンピュータ処理の必要性があり、これらについて藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外から収集し、及び目的外に利用することについて

ア 地域保健課が保険年金課所有の個人情報を本人以外のものから収集することの必要性について

受診券一本化のための具体的な作業では、保険年金課の特定健診対象者は必ず地域保健課のがん検診等対象者に含まれることから、がん検診等を基盤（地域保健課を主体）に進めていく。まず、約277,000人のがん検診等の受診者番号を付与する。その後、特定健診の対象者約75,000人を抜き出し、特定健診の受診者番号を付与する。

しかし、地域保健課が所有する情報では、藤沢市国民健康保険被保険者が把握できないため、がん検診等対象者の中から特定健診対象者を抜き出すことはできない。また、がん検診等対象者は約277,000人いることから、この対象者がそれぞれの健康保険組合に加入しているか本人から直接情報を収集することも著しく困難である。そこで、保険年金課が所有している藤沢市国保加入者情報を地域保健課が収集することが必要となる。このことにより、各種の健診（検診）の対象者を適正・迅速に突き合わせることができ、特定健診の受診者番号及びがん検診等の受診者番号を記載した受診券を正確に作成することが可能となる。

イ 地域保健課が保険年金課から収集する個人情報の項目

①個人宛名番号 ②氏名 ③生年月日 ④特定健診受診者番号

(3) 個人情報を目的外に利用させることについて

ア 地域保健課所有の個人情報を目的外に利用させることの必要性

保険年金課が地域保健課のがん検診等対象者情報を利用することについては、受診券の再発行業務の際に必要となる。

例年、受診券の一斉送付後、紛失・未着等の理由による受診券再発行希望者が多数いる（平成21年度の保険年金課再発行希望者数 約1,500件）。

この中には、同時にがん検診等の受診券を希望する者がいるが、平成20年度及び平成21年度は、それぞれの課で再発行業務を行っている。そのため、再発行は両方の課に申請しなくてはならないこと、また2通分の郵送料がかかってしまうことなどの問題点があった。

そこで、平成22年度からの受診券一本化に伴い、特定健診受診券の再発行においてがん健診受診券も希望する場合は、保険年金課でがん検診等の受診券も送付できるように考えている。

地域保健課ではなく保険年金課で行う理由は、地域保健課には業務系端末がなく藤沢市国民健康保険被保険者の最新情報が確認できないためである。また、保険年金課で特定健診受診者番号を印字後、地域保健課にそれを渡し、がん検診等受診者番号を印字する方法も考えられる。しかし、保険年金課が地域保健課に受診券を渡す方法は、①直接地域保健課に受診券を持参する、②電子メールで受診券を送付する、③電話で特定健診の受診者番号を伝える等の方法があるが、受診券再発行数が多い日は1日約30件あり、いずれの方法でも負担が大きく他業務に支障をきたす。

従って、保険年金課にがん検診等の受診者番号を確認できる発行者台帳を常備し、保険年金課から発送する方法が一番効率的で、迅速な方法といえる。

以上のことから、地域保健課のがん検診等に係わる個人情報をも、保険年金課へ利用させ目的外に利用することが必要となる。

イ 地域保健課が利用させ、保険年金課が利用する地域保健課の個人情報の項目

①個人宛名番号 ②氏名 ③生年月日 ④がん検診等受診者番号 ⑤住所

(4) 目的外に利用させること及び本人以外のものから収集し利用することに伴う本人に通知の省略について

地域保健課が保険年金課に目的外に利用させること及び本人以外のものから収集し目的外のために利用する情報は約75,000人となり、通知すべき相手が多数である。情報内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため、省略したいと考える。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

受診券一本化のための地域保健課所有のがん検診等対象者情報と保険年金課所有の特定健診対象者情報を突合せさせる件数は約75,000人と数が多く、コンピュータを利用することにより、より簡便に効率よく執行できる。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

①個人宛名番号 ②氏名 ③住所 ④特定健診受診者番号 ⑤がん検診等受診者番号

⑥生年月日

ウ 安全対策

コンピュータ処理については、すべてIT推進課のコンピュータで行うものであり、地域保健課が保険年金課の特定健診等に関する情報を操作したり、磁気媒体等で所有するものではない。なお、コンピュータ処理により抽出、作成されたデータについては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき適正に管理し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(6) 実施時期

平成22年4月予定。

(9) 提出資料

ア 流れ図

イ 受信券(案) 特定健診の対象者

ウ 受信券(案) がん健診のみの対象者

エ システム構成図

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集し、目的外に利用する必要性について

受診券一本化のための具体的な作業では、保険年金課の特定健診対象者は必ず地域保健課のがん検診等対象者に含まれることから、がん検診等を基盤(地域保健課を主体)に進めていく。まず、約277,000人のがん検診等の受診者番号を付与する。その後、特定健診の対象者約75,000人を抜き出し、特定健診の受診者番号を付与する。

しかし、地域保健課が所有する情報では、藤沢市国民健康保険被保険者が把握できないため、がん検診等対象者の中から特定健診対象者を抜き出すことはできない。また、がん検診等対象者は約277,000人いることから、この対象者がそれぞれどの健康保険組合に加入しているか本人から直接情報を収集することも著しく困難である。そこで、保険年金課が所有している藤沢市国保加入者情報を地域保健課が収集することが必要となる。このことにより、各種の健診(検診)の対象者を適正・迅速に突き合わせることができ、特定健診の受診者番号及びがん検診等の受診者番号を記載した受診券を正確に作成することが可能となる。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外から収集し、目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

保険年金課が地域保健課のがん検診等対象者情報を利用することについては、受診券の再発行業務の際に必要な。

例年、受診券の一斉送付後、紛失・未着等の理由による受診券再発行希望者が多数いる（平成21年度の保険年金課再発行希望者数 約1,500件）。この中には、同時のがん検診等の受診券を希望する者がいるが、平成20年度及び平成21年度は、それぞれの課で再発行業務を行っている。そのため、再発行は両方の課に申請しなくてはならないこと、また2通分の郵送料がかかってしまうことなどの問題点があった。

そこで、平成22年度からの受診券一本化に伴い、特定健診受診券の再発行においてがん健診受診券も希望する場合は、保険年金課でがん検診等の受診券も送付できるように考えている。

地域保健課ではなく保険年金課で行う理由は、地域保健課には業務系端末がなく藤沢市国民健康保険被保険者の最新情報が確認できないためである。また、保険年金課で特定健診受診者番号を印字後、地域保健課にそれを渡し、がん検診等受診者番号を印字する方法も考えられる。しかし、保険年金課が地域保健課に受診券を渡す方法は、①直接地域保健課に受診券を持参する、②電子メールで受診券を送付する、③電話で特定健診の受診者番号を伝える、等の方法があるが、受診券再発行数が多い日は1日約30件あり、いずれの方法でも負担が大きく他業務に支障をきたす。

従って、保険年金課にがん検診等の受診者番号を確認できる発行者台帳を常備し、保険年金課から発送する方法が一番効率的で、迅速な方法といえる。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させる必要性が認められる。

- (3) 個人情報を本人以外から収集すること、目的外に利用し、及び利用させることに伴う本人通知の省略について

地域保健課が保険年金課に目的外に利用させること及び本人以外のものから収集し目的外のために利用する情報は約75,000人となり、通知すべき相手が多い。情報内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外から収集すること及び目的外に利用し、及び利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

- (4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

受診券一本化のための地域保健課所有のがん検診等対象者情報と保険年金課所有の特定健診対象者情報を突合せさせる件数は約75,000人と数が多く、コ

ンピュータを利用することにより、より簡便に効率よく執行できる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策

コンピュータ処理については、すべてIT推進課のコンピュータで行うものであり、地域保健課が保険年金課の特定健診等に関する情報を操作したり、磁気媒体等で所有するものではない。なお、コンピュータ処理により抽出、作成されたデータについては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき適正に管理し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上